

I. 原子力損害賠償紛争審査会

原子力損害賠償法に基づき、原子力損害の範囲の判定等、当事者による自主的な紛争の解決に資する一般的な指針の策定を、中立・公正な立場から実施。(会長: 能見善久学習院大教授)

昨年8月5日、原子力損害の当面の全体像を示す「中間指針」を策定。

II. 自主的避難に係る中間指針追補(平成23年12月6日策定)

※指針の対象以外でも、個別具体的な事情に応じて賠償すべき損害と認められ得る。

【1. 対象者】

- ・ 自主的避難者のみならず、避難せずに滞在し続けた者も対象。
- ・ 事故発生当初は、年齢等を問わず全ての住民が対象。
- ・ 事故発生からしばらく経過後は、子供・妊婦が対象。

【2. 自主的避難等対象区域】

発電所からの距離、避難指示等対象区域との近接性、政府等から公表された放射線量に関する情報、自主的避難の状況等を総合的に勘案して、対象区域を明示。

県北地域	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村
県中地域	郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町
相双地域	相馬市、新地町
いわき地域	いわき市

※上記のほか、避難指示等対象区域も本指針の対象となる。

南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村、いわき市の一部、田村市の一部、伊達市の一部及び川俣町の一部

【3. 損害額】

・精神的損害、生活費増加分等を一括して一定額を算定し、自主的避難者と滞在者を同額とすることが公平かつ合理的。具体的には、以下を目安とする。

子供・妊婦 40万円(事故発生から本年12月末までの損害)
上記以外の者 8万円(事故発生当初の時期の損害)

III. 今後の主な検討課題

◆緊急時避難準備区域の解除に伴う賠償の継続期間

9月30日に解除された緊急時避難準備区域からの避難に伴う賠償対象期間をいつまでとするかについては、対象区域における生活環境(公共施設(病院、学校等))の復旧状況等を踏まえて検討。

◆避難に伴う精神的損害

第3期(事故後1年以降)の精神的損害の算定方法について避難等の状況を踏まえて検討する。

◆警戒区域等の営業損害や就労不能の賠償の継続期間

現時点では、帰還の目途が立たず、従前の状態に復帰できるか否か、転業、転職等をすべきか否かの見通しもつかない状況であり、賠償の終了時点は定められていない。今後、避難区域の見直しの状況を踏まえて検討する。

原子力損害に係る賠償・仮払いの状況について

1. 東京電力による本賠償の実施状況

- 東京電力は、原子力損害賠償支援機構法成立により資金調達の見通しが立ち、また、原子力損害賠償紛争審査会が原子力損害の範囲の全体像を示した中間指針を策定したことから、全ての原子力損害について本賠償の受付を開始。
- 9月12日 個人分の請求書(3～8月分)の発送および受付開始。
- 10月 5日 本賠償の支払いを開始。
- 12月2日,5日 個人分請求書(9～11月分)発送(2日)、受付開始(5日)、法人・個人事業主請求書(9～11月分)発送・受付開始(5日)。
- 平成24年1月5日時点、個人約4万4千件、法人約1万8千件の請求書受領。個人約145億円、法人(団体分含む)約1261億円を支払済。

2. 原子力損害賠償紛争解決センターの活動

- 原子力損害賠償紛争審査会は、損害賠償請求に係る紛争を円滑・迅速・公平に紛争を解決するため、原子力損害賠償法に基づく公的な紛争解決機関として原子力損害賠償紛争解決センターを開設し、9月1日より和解の仲介の申立の受付を開始。
- 東京事務所に加え、9月13日に福島事務所(郡山市)を開設。申立人の方の多くが居住する地域などでは、定期的に公民館などを借りて話し合いの場を設置。
- 平成24年1月5日現在の申立数は535件。
- 10月11日に和解仲介の初の話し合いを実施、11月29日に初めての和解の仲介の成立、12月5日に福島県での初の話し合いを実施(いわき市)。

3. 国による仮払金の支払

- 東京電力による賠償の支払に時間を要する等の場合の応急対策として、「平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律」に基づく国の仮払金の支払請求の受付を本年9月21日に開始。
- 現時点では、福島県、茨城県、栃木県、群馬県における観光業であって中小企業が受けた風評被害を支払の対象に規定。
- 12月20日より、9～11月分の請求受付を開始。
- 平成24年1月5日現在、47件の請求を受付、45件の審査が完了。(うち、35件 約14.6億円を支払済)

4. 東京電力の賠償に関する国の働きかけ

- 9月以降、国から東京電力に対し、
 - ・ 申請者の実情に即した迅速かつ確実な賠償手続き
 - ・ 東京電力から報告を受けた肉牛等のJAへの賠償について予定どおり行うこと
 - ・ 東京電力の支払い遅延について、現状を踏まえた要因分析、審査体制の強化等を指導。
- 12月27日、文部科学省、経済産業省、原子力損害賠償支援機構、東京電力による「原子力損害賠償円滑化会議」を設置、第一回会議を開催。

第一回原子力損害賠償円滑化会議の概要

1. 東京電力の賠償金支払の進捗状況

(2012年1月5日までの実績)

- 東京電力は、原子力損害賠償支援機構法に基づく「特別事業計画」に掲げられた5つのお約束の一つである「迅速な賠償のお支払い」を実現するため、12月8日、改善策を掲げたところ。
- また、賠償手続きについて、確認業務の人員増強、精神的損害の請求等簡易な請求の先行処理の実施、物品購入に関わる確認方法の見直し等の改善策の徹底などにより、確認作業を迅速化。

【個人からの請求手続きの改善】

✓ 確認業務の人員増強や確認方法の運用改善等により、1,000件/日の確認を行う。これにより、年内に滞留件数を解消。

⇒ 12/8～1/5の平均確認件数: 約1,000件/日。1/5時点の滞留件数: 1,213件。

✓ 要望に応じ、第一期(3～8月)分について、合意に至った賠償項目の先行支払い。

⇒ 先行支払件数: 115件。

✓ 支払済の仮払金が本賠償合意額を上回る場合、要望に応じ部分精算等を実施。

⇒ 部分精算支払件数: 16件。

【法人及び個人事業主からの請求手続きの改善】

✓ 確認業務の人員増強や確認方法の運用改善等により年内に滞留件数(約5,000件)を解消。

⇒ 1/5時点の滞留件数: 584件。

✓ 要望に応じ、第一期(3～8月)分について、合意に至った賠償項目の先行支払い。

⇒ 先行支払件数: 14件。

✓ 資金繰りの厳しい法人・個人事業主への第二期分概算払の実施。

⇒ 第二期分の概算払件数: 22件。

2. 自主的避難者等に対する賠償に係る課題と対応の方向性について

- 中間指針追補で明示された対象地域の定額賠償については、事故時の住民の特定等について、区市町村の協力を得るべく政府としても働きかけを行いつつ、年度内の賠償開始を目指し、東京電力において賠償体制の構築を急ぐ。
- 実費や地域外への対応についても、東京電力による請求・受付体制の整備を進める。
- 市町村等の協力も得つつ、原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解の仲介の仕組みの活用を図る。